

「家族」と国家の管理統制

木村 涼子

大阪大学大学院人間科学研究科教授

はじめに—権利侵害の強化と、そのことへの実感の希薄さ

2018年8月8日、翁長沖縄県知事が死去した。ヒロシマとナガサキの原爆記念日にはさまれた日だった。翁長知事をはじめとして、それ以前の沖縄県知事が訴えて続けてきた、米軍に関する沖縄県民のマジョリティの要求を、安倍首相がどれだけ軽視しているかは、翁長知事死去直前の式典の映像でも、訃報への追悼においても、明らかだ。

それは他人事だろうか。「ヤマトンチュー」に届く沖縄の基地問題の情報はあまりにも乏しく、それに比例して「ヤマトンチュー」の沖縄への関心も低いと言わざるを得ない。東日本大震災・熊本など種々の被災地の状況や、フクシマが今も突きつける原発の底知れぬリスク。憲法が保障する種々の権利があからさまに脅かされていることがらは他にも多々ある。これらに直接関わりを持たない（と思いこんで

いる）地域や立場の人びとは、自分たちの権利も実は軽視されていること、今後さらに踏みにじられてい可能性に気がついていない、あるいは「見ないようになっている」のではないだろうか。

現在の日本は、民主国家として破綻している。種々の不正が明らかになっても、政権に居座る政治家、処分を免れる高級官僚、本来の役割を果たせていない国会のあり方に、多くの人びとが慣れつつあるような気がする。「世の中、そんなもの」と世知を語る時、「仕方ない」とニュースから目をそらす時、無力感におそわれて理不尽に対する怒りを放棄したくなる時、日々、わたしたちは、己の権利を自ら踏みつけている。

筆者は、人びとの「意識が低い」などと、馬鹿なことを言いたいのではない。人びとが「諦め」モード、「考えない」モードになっていくには理由がある。まずは、日々の生活で精一杯だからだ。自分の生活、子どもをはじめとした家族、老後、それらを守らねばならない。経済的にも、肉体的にも。

低収入世帯（貧困家庭）が増加する中、人びとの生活不安は深刻化している。生き残ることが第一の目的とならざるを得ない生活では、当然ながら日常の視野は狭くなり、自分が社会全体の中でどのように位置づけられ、「管理」されたり、「放置」されたりしているのかを考える余裕がない。

この二十年間の間に、わたしたちはここまで追い詰められている。さらに追い詰めるための法制度、社会システムがどんどん整えられつつある。最近で

きむら りょうこ

大阪大学大学院人間科学研究科博士後期課程修了。博士（人間科学）。専攻は、教育社会学。大阪大学助手、大阪女子大学准教授を経て現職。

著書に『学校文化とジェンダー』（勁草書房、1999）、『〈主婦〉の誕生 婦人雑誌と女性たちの近代』（吉川弘文館、2010）、『家庭教育は誰のもの？ 家庭教育支援法案はなぜ問題か』（岩波ブックレット、2017）など。

いえば、働き方改革関連法案が強行採決されたことを思い出していただきたい。国民主権の大原則や、日本社会にくらす市民(citizen)の諸権利はないがしろにされている。あらゆる領域で社会的な公正がゆらぐと同時に、市民に対する管理統制が強化されつつあるのだ。

「家庭教育支援法案」が提案される背景

市民に対する管理統制が強化されつつあるという文脈で、「家庭教育支援法案」という実にソフトなネーミングの法案を取り上げることの意味がわかりにくいかもしれない。

「家庭教育支援」に近いものとして、1990年代から取り組まれている「エンゼルプラン」をはじめとする「少子化対策」がある。「少子化対策」と聞けば、必要だと思う人は多いだろう。現在文部科学省が「国民運動」として取り組んでいる「早寝早起き朝ご飯」や近年広まっている「親になるための親学」もこの法案と深い関係があるのだが、自分たちだって子育てには種々の悩みがあるし、世の中には、子どもを虐待死させるような親がいるのだから、そういうことが盛んになるのは必須なのだろう。

現在の安倍政権は、幼児教育の無償化を公約に掲げて誕生したが、子育てへの支援の必要性、それをもとめる声は人びとの間に広がっている。そんな中で、自民党から「家庭教育支援法案」が提出された場合、家庭教育を支援してくれるのはありがたいと思う人は多いかもしれない。特にニュースになるような「ひどい親」に育てられる子どもを救うことになるのであれば、時機にかなった法案だろう。とすれば、法案をきちんと読んでみようとする人も少ないし、読んだ場合も、そこに明記された管理の仕組みに気づかないことが多い。妥当なことを定めている法案ではないか、そう受け取められかねない。

しかし、自民党が成立を目指している「家庭教育支援法案」は、憲法「改正」を目指す流れとともにあり、国民主権をゆるがす危険な法案である。

けれども、「家庭」と名がつくだけで、政治的にあまり重要ではないとの印象をもつ人が少なくな

い。あるいは、前述したように、一部の「機能不全」に陥った家族のみに関わるものであり、「健全な家庭」を築いている「われわれ」にはサポートはあっても管理や抑圧を受ける局面には関係がないといった認識もありうるだろう。理由はいろいろと考えられるが、だからこそ、「家庭教育支援法案」に対する、社会的な注目度が低いことには強い危機感をおぼえる。

「家族」は常に近代国家にとって管理統制の場

「家族」はいまはじめて国家から管理統制を受けようとしているのではない。「家族」的なるものはさまざまに形を変えて古くから存在したが、産業化がはじまり日本が近代国家としての歩みを始めた時から、「家族」は、国家にとって管理統制のための基礎単位として重視されるようになった。

戦前の民法は、種々の議論を経て、封建的な家父長制を資本主義経済体制に適応的に整える形で成立した。家産、家業、家名などからなる「イエ」制度は、国父である天皇(と国母である皇后)を頂点とする家族国家観の下で、戦前の中央集権的な天皇制国家を支えた。産業化・都市化の進展は、性別分業と子ども中心主義、情緒的結びつきなどの特徴を備えた、夫婦とその子どもからなる、近代的な「家族」を生みだし発展させていった。産業構造の変化を背景に、社会・経済の基盤であった農村の村落共同体が徐々に弱体化するにつれて、「家族」が、経済的単位としても、「国民」や「労働者」を産み育てる場としても、国家にとって種々の政策の対象となっていく。

今般の法案では「家庭教育支援」が謳われているが、戦前の家庭教育にもとめられたことは、「良き臣民」や「従順な労働者」の育成だった。「国民=臣民」育成のために、明治政府はまず学校教育制度の整備を目指すが、社会教育(戦前の一時期は「通俗教育」と呼ばれた)や家庭教育に対する政策も多彩に打ち出すようになっていく。明治期の自由民権運動や大正・昭和期の社会主義運動への言論弾

圧をおこなうとともに、「富国強兵」「立身出世」「良妻賢母」「国体」「八紘一宇」などの国家目標が、まずは学校教育を通じて、子どもたちに「イデオロギー注入」されていった。そんな中、家庭教育や社会教育には、学校教育を補完する機能を求められたのだ。

思想・信条の自由が徹底して奪われた1930年代末から敗戦までの、いわゆる「ファシズム期」は、学校・家庭・地域社会・マスメディアへの管理統制を徐々に強めることによって現実化したことを忘れてはいけないだろう。

1945年の敗戦後、新憲法、新民法、教育基本法や社会教育法が戦前の反省を基に策定され、わたしたちは奪われていた諸権利をとりもどすことができた。その後、70年以上が経過する中で、権力や財を多くもつ者と持たざる者たちの利害対立による闘いは、さまざまなトピックをめぐり繰り広げられてきた。だが、冒頭で述べたように、この十年、二十年は、有する権力や財の多寡が、行使できる諸権利の多寡に直接的につながるような傾向を色濃くしつつある。

教育に関する闘争の大きな分岐点は、2006年の教育基本法「改正」だった。「家庭教育支援法案」は、多くの反対意見をねじふせるような形で教育基本法が「改正」されてしまったことと密接につながっている。「家庭教育支援法案」は、「改正」教育基本法に沿う方向で、国家が決めた画一的な「のぞましい国民」の育成を家族に強制するものである。すなわち、わたしたちは、どのような人間になるのか、どのように子どもを育てるのか、個人としての基本的人権である自由権を奪われるということだ。

環境整備のための財政的「支援」よりも 「のぞましい国民」育成の強制

1990年代から2000年代にかけての少子化対策を中心とした家庭教育に関する政策は、子育てのための環境を整備するための財政的支援が中心のものであった。しかし、「家庭教育支援法案」は、

望ましい子育てを行う保護者の責務を強調する。「改正」教育基本法と関連させてみていくと、そのことがよくわかる。

旧教育基本法は、國家が言論の自由を抑圧し、ファシズム体制を構築するために、学校教育が大きな力を発揮したことへの反省から生まれた。しかし、「改正」によって教育基本法は、國家がどのような国民をもとめるか、そのために国民が何をしなければならないかを、中心的な柱として構成された法へと変化した。「改正」点の問題は多々あるが、「改正」の柱を象徴する条項として、第二条「教育の目標」を引用しよう。

〈現行教育基本法の第二条〉

(教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

このように、「改正」教育基本法の第二条は、五項目にわたり、それぞれに複数の徳目キーワードを並べたようなものとなっている。そして、まさに今般、教科化される道徳教育の基礎にこの第二条が位

置づけられているのだ。この第二条は時の政権によつていかようにも解釈づけが可能であり、国民の思想統制に活用されることが懸念される。そうした国家権力による「不当な支配」の防波堤として、旧基本法では「教育行政」(旧第十条)をさだめていたが、「改正」はその役割を弱めるべく文言を変更してしまった。

「改正」教育基本法は、家庭での教育に関わる条項を二つ新設した点でも論議を呼んだ。子の教育についての保護者の「第一義的責任」をさだめた新十条「家庭教育」と、幼児期を「生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの」と定義する新十一条「幼児期の教育」である。この二つの条項を受けて、「家庭教育支援法案」は構想されている。

教育基本法「改正」の議論の際に、「教育の目標」第二条は、学校教育のみならず、家庭教育に対しても課されるものとなるのではないかとの議論がなされていた。この点について参議院で質問された際の文部科学大臣の答弁は、家庭教育も職業教育も社会教育も第二条に関わることを否定せずむしろ示唆するものであった(2006年12月5日参議院)。

自民党による「家庭教育支援法案」が、「改正」教育基本法との間に深い関係をもたせて構想されていることは、「家庭教育支援法案」の第一条の「法律の目的」として、「教育基本法の精神にのっとり、家庭教育支援に関し、基本理念を定め」と宣言していることにも明らかである。いまとなれば、家庭教育統制の法律をつくるためにこそ、「改正」教育基本法に、家庭教育や幼児教育の条項を新設したと考えるべきだろう。

2016年に自民党が発表した法案の第二条二項には、「改正」教育基本法の「家庭教育」の条項にもある「家庭教育の自主性を尊重しつつ」という文言が含まれていた。しかし、2017年初頭の報道で、この重要な文言は削除の方向で修正されていることがわかった。法律は、一節の文言、一つの単語の有無や選択が、重要な意味を持つ。「家庭教育の自主性を尊重しつつ」という文言の削除は、家庭教育に関して、家族メンバーの自由権を保障する根拠を

法的に奪う意味を持つ。この法案が人びとの権利を抑圧する意図をもってつくられていることの証拠といえる。

家庭教育に関わるもう一つの法案、 「青少年健全育成基本法案」

最後にもう一つ別の法案についても紹介しておきたい。

自民党によって、「家庭教育支援法案」とともに早期成立が目指されているといわれるのが、「青少年健全育成基本法案」である。「青少年健全育成」といえば、「有害図書」やインターネットの「有害情報」から子どもを守るという観点、それに対し、表現の自由の観点から議論があることなどを思い浮かべるだろう。この二つの法律は、セットで成立することで、「子ども／青少年のために」を合い言葉として、表現の自由の問題のみならず、思想・信条の自由や、子ども・青少年の人権を、国家が制限することを可能にする。

「青少年健全育成基本法案」は、2009年に制定された「子ども・若者育成支援推進法」の「改正」としての位置づけで提案されている。「青少年健全育成基本法案」は「子ども・若者育成支援推進法」から多くの条項や文言を引き継いでいるが、人権に関わる重要な文言はすべて削除するという重大な変更を予定している。たとえば、「子ども・若者育成支援推進法」第二条「基本理念」の「子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ」(二項)、「その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること」(二項)や、「当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、」(七項)などの文言である。これらは、「青少年健全育成基本法案」において消えており、その代替となる文言は見つけられない。

「青少年健全育成基本法案」では、国による「健全育成」の定義や基準があり(すなわち「不健全」の定義・基準もある)、それを守ることが一般の国民の責務とされた時に、個人の内面の自由は侵されていく。上述のように、「青少年法案」には、近年国際的に重視されている子どもや青少年自身の権利とい

う発想もない。「青少年健全育成基本法案」はそういう意味で、「家庭教育支援法案」と極めて似通った危険性をはらんでいる。保護者、近隣住民、国民すべてが、「健全」に子どもを育てる責務を負うという点でも共通しており、「家庭教育支援法案」と「青少年健全育成基本法」がセットで成立すれば、強力な拘束力を發揮することになる。

「家庭教育支援法案」や「青少年健全育成基本法案」の背後には、「立派な親」をつくる「親学」なる政治活動が存在する。「親学」推進は21世紀初頭から全国的に展開するようになったものであり、2012年、超党派の国会議員による親学推進議員連盟（結成当時会長 安倍晋三）が結成の際にその政治性を顧みにした。日本会議との関係も深い。「親学」関係の書籍を読めば、いじめ・ひきこもり・自殺・少年犯罪・不登校・発達障害など子どもが抱える課題はすべて親の自覚や知識そして愛情のなきゆえだと、保護者を責めるメッセージに満ちている。とりわけ母親の責任を重視し、母親への脅迫的な言

説が目につく。しかも「親学」が唱える、日本の「すばらしい」伝統的子育てには、歴史常識としてあまりにもまちがいが多いとの指摘も後を断たない。

「家庭教育支援法案」の場合は、「ダメな親」がいる、課題をもつ子どもがいるということを突破口に、すべてのひとに「あるべき姿」を強制する。「青少年健全育成基本法」の場合は、青少年に「有害」なメディアコンテンツの規制を入り口にして、すべてのひとの言論・思想・表現の自由を脅かす、つまり国家権力による検閲を拡大強化していく道が拓かれる。子どもは、そうした管理統制強化のための「人質」なのだ。

家族は、良くも悪くも常に国家の管理統制の場であるからこそ、自由を含む諸権利をめぐる闘争の場でもある。憲法で定められ、歴史も証明しているように、自分の権利は日々闘い守る必要がある。疲弊や無力感にとらわれることは、権利の放棄だ。筆者自身、自らに言い聞かす日々である。■

